

質 問 回 答

2015 年 6 月 8 日

「2015 年度案件別外部事後評価：パッケージ I-7(ブルキナファソ・セネガル・ガボン)」

(公示日：2015 年 5 月 27 日／公示番号：150358)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.4 第 6 プロポーザルの提出手続き等 2 プロポーザルの無効	「(5)すでに受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき」とありますが、ここでいう業務期間とは何を指すのでしょうか。契約上の業務期間は開始から成果品提出期限までと理解しますが、この期間が重なっている時点で応.札資格がないということでしょうか。これまでの調達部の説明では、業務実施契約間ではコンサルタント側での業務調整により業務実施が可能であれば、重複する業務期間の応札が可能と理解しておりましたが、そうではなくなったということでしょうか。	「業務期間が重なる」とは同一の業務従事者を同じ日に複数の契約案件に配置することを意味しているため、配置予定の業務従事者の業務期間が他の契約案件と重ならない限り受注したコンサルタント等企業が契約履行期間の重複する案件への応札は可能です。
2	業務指示書本紙第 7 P5 業務指示書別紙 【第 3 業務実施上の条件】 P17	P5に「第 2、第 3 で記載した事項のうち下記については、分けて見積もって下さい」、P17に「現地調査補助員の傭上費については別見積もりとする」とありますが、これは航空運賃及びアクセス料金の扱いと同様に、本見積もりとは別の、別見積もりにするという理解で宜しいでしょうか。それとも、「現地調査補助業務」と「受益者調査補助業務」の見積もりを一つにまとめず、それぞれを分けて見積もるという意味でしょうか。	「本見積もりとは別の、別見積もりにする」という理解で相違ございません。(1)現地調査補助業務 (2) 受益者調査補助業務に係る現地調査補助員の傭人費および現地再委託費については、1 つの別見積書としてまとめていただけますようお願いいたします。
3	業務指示書本紙第 7 P5 業務指示書別紙 【第 3 業務実施上の条件】 P17	P5に「第 2、第 3 で記載した事項のうち下記については、分けて見積もって下さい」、P17に「現地調査補助員の傭上費については別見積もりとする」とありますが、これは航空運賃及びアクセス料金の扱いと同様に、本見積もりとは別の、別見積もりにするという理解で宜しいでしょうか。それとも、「現地調査補助業務」と「受益者調査補助業務」の見積もりを一つにまとめず、それぞれを分けて見積もるという意味でしょうか。	「本見積もりとは別の、別見積もりにする」という理解で相違ございません。(1)現地調査補助業務 (2) 受益者調査補助業務に係る現地調査補助員の傭人費および現地再委託費については、1 つの別見積書としてまとめていただけますようお願いいたします。

4	P5 P17 7.現地調査補助員の備上	<p>「以下 2 項目に係る現地調査補助員の備上費については、別見積とする」とありますが、「備上費」には次のものが該当するという理解でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査補助員に支払う特殊備人費 ・現地補助員に支払う旅費・交通費(日当、宿泊費、国内航空賃) ・現地補助員が使う車両関連費 	<p>ご理解のとおり、別見積として計上する備人費は、「現地調査補助員に支払う特殊備人費」に加え、「現地補助員に支払う旅費・交通費(日当、宿泊費、国内航空賃)」「現地補助員が使う車両関連費」も含め計上願います。</p>
5	業務指示書 P5	<p>昨今は円安傾向が顕著化しており、中国元、アメリカドルについて、業務指示書に示された外貨交換レートよりも 5 月 29 日現在で約 4%円安が進んでいます。このまま円安が進行した場合、プロジェクト運営に大きな影響を及ぼします。こうした為替差損によるリスクを避けるため、本案件に適用する外貨交換レートを変更する可能性はございますか。</p>	<p>契約交渉の際に急激な為替変動がある場合は、直近の JICA 統制レートに見直して契約締結することはあります。また、契約締結後は、原則、現地再委託費を除き精算も契約時のレートに基づいて行いますが、一方、急激な為替レートの変動により、業務に重大な影響を及ぼすレベルの直接経費の不足が予測される場合、個別の協議に応じます。詳細は「業務実施契約における契約管理ガイドライン」(http://www.jica.go.jp/announce/information/ku57pq00001la90a-att/guideline_201401.pdf)をご参照願います。</p>
6	業務指示書別紙 【第 3 業務実施上の条件】 P22	<p>ガボンの所管事務所はカメルーン事務所ようですが、現地調査時にカメルーン事務所に報告に寄る必要は御座いますでしょうか。それとも報告に寄るのはガボン支所だけで宜しいのでしょうか。</p>	<p>現地調査時には、ガボン支所へのみ、報告のために訪問とします。カメルーン事務所への訪問は必要ありません。</p>

以上